

1 2 月 1 5 日 (第 2 日)

12月15日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育次長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第3	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第4	議案第83号 江田島市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第5	議案第74号 江田島市空家等対策条例案について
日程第6	議案第75号 江田島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第76号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第8	議案第77号 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 9	議案第 78 号	江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 10	議案第 79 号	江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 11	議案第 80 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 12	議案第 81 号	旧能美海上ロッジ解体工事請負契約の締結について
日程第 13	議案第 82 号	中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結について
日程第 14	議案第 84 号	字の区域の変更について
日程第 15	議案第 85 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
日程第 16	議案第 86 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施について
日程第 17	議案第 87 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 18	議案第 88 号	令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 19	議案第 89 号	令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 90 号	令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 91 号	令和 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 92 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 23	議案第 93 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 94 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）
追加日程 1	議案第 95 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 25	発議第 6 号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議員の皆さん、また執行部の皆さん、昨日に続いて御苦労さまでございます。また傍聴者の皆さん、早朝より傍聴に来られまして、本当にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和3年第5回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を、昨日に引き続いて行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

11番 沖 也寸志議員。

○11番（沖 也寸志君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、一般質問でございますが、積み残しのような感じもいたしまして朝一番ということになりました。

通告に基づきまして、私は消防団員数の減少と屯所の老朽化、消防施設の老朽化について、お伺いをいたします。

江能4町合併時には約600名ぐらいの団員数がありましたが、今、実質470名ほどであります。その中で、定年制についてお伺いをいたします。

いざとなれば地元の事情がよく分かる、消防団の機動力は防災・災害・火災等に相当な力を発揮しております。しかしながら、高齢化が進み、世代交代が進んでおりません。その要因の一つとして、定年制があります。今まで、早期に定年制を解除できなかったことに、私はちょっと残念な思いをしております。定年を迎えられた団員は、機能別団員と区別され、応援隊として用事のあるときだけ招集をされております。私個人の思いは、この機能別の団員さんに再々の出動を願っておりますが、保険等々のことがありませんので、なかなかそうはいきません。

ではなぜ、今日まで定年制を維持されてきたのか、それは予算削減のため、今日まで先を見越して定年制を解除せず、団員減少により分団統廃合を早急に進めることにあるのではと私は勘ぐってしまいます。先日配付をされました江田島市地域防災計画、令和3年10月修正版を拝見いたしました。第17節の第4、消防力の整備とありますが、人的な事柄は掲載をされておられません。団員の拡充には難儀をいたしております。本市だけではなく全国的なことでありまして、打開策がないのも事実であります。今後、どのような施策を講じられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、消防屯所の老朽化についてお尋ねをいたします。

現在、本市には26の屯所を有しておりますが、どの建物も年数が随分たっております。

す。40年以上の建物も結構あると思います。その中で、今後の維持管理、建て替え計画についてもお尋ねをいたしたいと思います。

去る11月30日に、正午に一般質問の通告の締切りでございました。同日午後1時半から全員協議会がありまして、資料を頂きました。ゆえに、本日議題となっております議案第79号において、このような事柄がまた出てきますので、非常に私の質問がちょっとちぐはぐなことになってしまうのではないかと危惧をいたしておりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 沖議員から、消防団員の減少と屯所の老朽化について御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

消防団員の皆さんは、正業の傍ら、特別職の公務員として、平時、非常時を問わず地域に密着し、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担っていただいております。近年では、平成30年の7月豪雨災害の活動をはじめ、令和元年に江田島町大須で発生した林野火災の消火活動、本年8月12日から15日までの大雨による排水活動や警戒のための屯所待機など、本当に御尽力をいただき感謝を申し上げます。

まず、消防団員の減少についてでございます。現在の本市消防団の体制は、4方面隊17分団と機能別団員で構成されており、総員470名の体制でございます。消防団員の減少は人口の減少と比例しており、4町合併時の平成16年の消防団員数612名から、平成28年には517名まで減少しております。

その対策といたしまして、平成29年に機能別団員制度を導入し、減少する消防団員の確保を行ってまいりました。消防団員数の減少は国においても憂慮すべき危機的な状況と捉えており、消防団員数を確保するため、本年4月13日に消防庁長官通知により、消防団員の処遇改善を目的とした年額報酬及び出動報酬の基準が示され、本市におきましても、本定例会で年額報酬及び出動報酬の改定を行う予定でございます。

さらに、消防団員の確保のため、令和4年4月1日から機能別団員の定年を70歳から75歳まで引き上げる予定でございます。基本団員の定年延長につきましては、これは各分団の意見も踏まえる必要がございます、慎重に検討をしていく予定でございます。

続きまして、屯所の老朽化についてでございます。

本市には26棟の屯所があり、そのうち建築から40年以上経過した屯所が17棟ございます。建築以来、細やかな修繕を行いながら、消防・防災活動のため、その機能を維持しているところでございます。老朽化した屯所建て替えにつきましては、地域防災の中核を成す消防団として、将来を見据えた体制を整備する目的で設置いたしました第2次江田島市消防団活性化計画等検討委員会の報告書を踏まえ、分団の再編、老朽化の状況及び出動への影響などを総合的に判断をし、体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 沖議員。

○11番（沖 也寸志君） 答弁をいただきましてありがとうございます。全員協議

会で示されましたこの資料によりますと、江田島市消防団員の定員及び報酬等の見直しについて、現行1回の出動につき3,000円が8,000円になるというありがたいことをごさいますて、私がおもともお願いをしたいと思っておることが全てこの資料に出ておりますので、引き続き、団員の確保について推進をしていただきたいと思います。

また、屯所のことでございますが、40年以上たった屯所が26棟の中で17棟もあるわけですね。そうすると、随分老朽化して、シャッターが開かないとか、水漏れがするとか、トイレが壊れたとかいろんなことがあると思うんです。それで、第2次江田島市消防団活性化計画等検討委員会ということでございますが、まあ分団の再編等々もあるんでしょうけれども、もう少し突っ込んだというか具体的な、屯所についてのお話を聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、消防長官の発令により団員報酬等々が値上げになるということでございますが、じゃあ消防長官の発令がなかった場合は、本市はどのように計画をされておったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 沖議員から2点の質問でございます。

まず、屯所の建て替えについてでございます。先ほど市長からありましたように、第2次の委員会のほうの結果をまとめて、それを、結果を踏まえつつ、分団再編と併せて屯所の建て替えを進めているところであります。現状では、先ほど沖議員が言われましたとおり、結構、40年以上古い建物がたくさんあります。しかし、使える屯所はできるだけ長く使うという基本的な考えの下、修繕を行いながら何とか今維持している状況であります。

具体的な建て替えになりますと、もう古くて修繕ができない、修繕するよりも建て替えたほうが良いというような屯所、また、平成21年の大雨により、これは7月に大雨が降って大柿町大原交差点一帯が冠水いたしました。小島住宅で何人かを消防本部のほうでも救出しています。そうした災害時に、地元の分団が出動できなかったというような事案も発生しております。そうしたような事案も考慮しつつ、建て替えを進めていくという計画であります。

また、この計画については、当然分団の意見もさることながら、地元の下承を必要と考えています。

以上でございます。

それともう一点、今回、この後の議案の中に報酬等の改定というのを上程させてもらっているんですけども、この消防庁長官通知がなかったらどう対応しているのかという質問でございます。

実は、この費用弁償の増額、また団員の福利厚生、また入団促進につきましては、酒永議員、岡野議員からも過去に質問を受けています。そのときに、じゃあ消防本部でもどういうふうに対応しようかということで検討しました。ただ、平成29年度に、現在、今時点、火災災害出動は3,000円支給しています。これは平成29年に2,400円から3,000円に上げたものです。また、そのときに会議とか点検についても新た

に区分を設け、1, 200円支給しております。それが平成29年のことでしたので、もうしばらく、ちょっと様子を見ないといけないなということで、第3次の活性化検討委員会等で検討してもらおうというふうな考えでございました。幸いにも、このたび消防庁長官通知があったということで上程させてもらっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 沖議員。

○11番（沖 也寸志君） 答弁ありがとうございました。消防長が先ほどおっしゃいました平成21年の大柿町大原の水害、屯所がつかって消防車が出せないというような事態が生じたこともございます。それから、消防団員は集中豪雨が来るたびに、まずは屯所から消防車を逃がすのが先じゃないかというようなこととございます。まあ一回現地を見ていただいて、どんなようなものなのか、シャッターとかいろいろなことあるんですけども、もう一度その点検をしていただけたらありがたいなと思います。

私もこのたびの選挙で当選をさせていただいたこととございまして、今までの皆さんが一生懸命おやりになられたことが私にはちょっと全然分からないものですから、ちょっとちぐはぐなことになったのかなと思いますが、いずれにいたしましても、団員数は非常に高齢化して少なくなっております。

ある若者に、消防団に入ってもらえんかということをお話をさせていただきました。おじさん、1回の出動で8,000円ならアルバイトで1万円もらうんじゃないかというようなこととございまして、なかなか消防団の思想というか、地域を守るといふか、そういうようなものがだんだんと薄れてきておるんじゃないかと思うしております。今現在、ちびっ子消防クラブ等々もございますけれども、どうかそういう意識を皆さんに持っていただいて、18歳になったら地元の消防に入るんですよというような啓蒙とか啓発活動をしていただければと思います。

今の屯所のことについては、今の江田島市消防団活性化計画等検討委員会ということとでございますので、その中で十分な審議をしていただきまして、建て替え計画等々を更新をしていただければと思います。よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、11番 沖議員の一般質問を終わります。

日程第2 諮問第1号～日程第3 諮問第2号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第2、諮問第1号及び日程第3、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横山孝次さん及び金田洋二さんを、それぞれ人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでござい

ます。

お二人とも人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、2件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本2議案に対する一括質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2案は、こと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として横山孝次氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、横山孝次氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として金田洋二氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、金田洋二氏を適任とすることに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時23分）

（再開 10時40分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第83号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、議案第83号 江田島市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第83号 江田島市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定するため、同項の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） それでは、議案第83号 江田島市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

議案書では55ページに提案理由、56ページから57ページに本計画の根拠法となります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の抜粋を掲載しております。

説明につきましては、本日議場配付しました議案第83号参考資料により御説明いたします。

まず、1の要旨です。

期限切れとなりました過疎地域自立促進特別措置法の後継法となります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行されたことに伴いまして、同法による国の支援措置を活用し、本市のまちづくりを推進するために江田島市過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

2の特別措置法の概要になります。

根拠法は先ほど説明した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法になります。

本法は令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっております。過疎地域の指定要件につきましては旧法から変更されておりますが、本市におきましては、記載のとおり人口要件、財政力要件とも満たすことから、市内全域過疎地域として指定されております。支援措置につきましては、旧法から大きな変更点はございません。

3の過疎計画の概要になります。

名称は、江田島市過疎地域持続的発展計画。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としており、特別措置法の期限内に見直すこととしております。

旧法からの変更点として、移住・定住促進等に関する事項、目標、計画の達成状況に対する評価、公共施設等に関する他の計画との整合性が追加されております。

なお、計画に掲げた内容については、議案書56ページ、参考資料にある特別措置法第8条第2項から第6項に掲げた事項を盛り込んでおります。

最後に、施策推進の有利な財源となります過疎債の対象事業については、旧法から大きな変更点はございません。

なお、添付しております江田島市過疎地域持続的発展計画（案）につきましては、先日11月30日に国が国勢調査の人口の確定値を公表しましたので、ただいま議場で配付しました修正前後対照表のとおり修正させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号

○議長(吉野伸康君) 日程第5、議案第74号 江田島市空家等対策条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第74号 江田島市空家等対策条例案についてでございます。

空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。

○土木建築部長(水頭顕治君) 議案第74号 江田島市空家等対策条例(案)について御説明させていただきます。

議案書8ページから10ページに条例案を、以降11ページから14ページに参考資料を添付しております。

参考資料により、条例の内容について御説明をいたします。議案書11ページをお開きください。

まず初めに、1、条例の目的でございます。

空き家の適切な管理や対策の推進をするため、平成26年に国におきまして空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。こうした中、この法律に定めるものの

ほか、空き家対策等を推進することにより、生活環境の保全及び地域の活性化を図り、もって良好な住環境の維持及び形成に寄与することを目的とし、条例の制定を行うものでございます。

次に、2、背景・課題等でございます。

(1) 本市の主な取組状況につきましては、記載のとおりでございます。

また、(2) 問題点、(3) 課題を踏まえまして、(4) の課題解決のための条例整備を行うこととしております。

本条例では、所有者等・市・市民等の役割・責任を明確化するとともに、人の安全を守るために必要な、緊急時における必要最小限度の措置について規定するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

3、条例の概要でございます。

(1) 条例の基本的な考え方につきましては、ア、空き家等は地域の有用な資源との認識の下、イ、所有者等・市・市民等が相互に連携協力し、空き家等の発生抑制、適切な管理や利活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、(2) 規定内容につきましては、第3条で基本理念を定め、第4条から第6条で所有者等・市・市民等のそれぞれの責務や役割等について規定しています。

第4条では、所有者等の責務として、空き家等の定期的な状況把握と適切な管理等を義務付けるとともに、利用見込みがない場合には利活用の努力を規定します。

第5条では、市の責務として、空き家等の対策計画に基づく対策の実施や、利活用の促進のための広報、啓発。空き家等の相談への対応、情報提供等を行うこととしております。

第6条では、市民等の役割として、空き家施策への協力と発生予防の努力、管理不全な空き家等の市への情報等の努力を規定します。

また、第7条では、緊急時に所有者等の同意なく危険回避のための必要最小限の措置を講ずる緊急安全措置を規定しております。

13ページをお開きください。

こちらは空家等特措法に基づく法的措置のフローを示した図でございます。緊急安全措置の実施は、破線の四角で囲んだ特措法に基づく措置の前段階の安全対策措置通知の段階で行うことを想定しております。

14ページをお開きください。

緊急安全措置といたしましては、ブルーシート、ネット等による被覆や、防護柵などの必要最小限の措置を想定しております。なお、このような措置を講じたときは、所有者に通知するとともに費用の請求を行うこととしております。

12ページにお戻りください。

最後に、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは伺います。まず、12ページの条例の概要のところでございます。

ここで所有者の責務、市の責務、そして市民等の役割ということで、項目を上げられております。ということは、この条例、特に緊急安全措置について、市民のほうにしっかりと周知徹底を図っていただきたいと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 議員御指摘のとおり、やはり条例を制定した際には市民の方に十分周知させていただくということが重要であると考えております。

まず、方法といたしましては、ホームページの掲載、あるいはリーフレットを作成して、自治会単位で回してもらうなど、そういった周知の方法については考えていきたいというふうに考えております。

また、そういったリーフレットを作成した折には、安全通知とか所有者の方に行う際に併せて同封するなど、そういった空き家の適正管理にも努めていただくように周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 条例をそのまま丸ごと出すのではなくて、少しでも分かりやすく市民の皆様が、非常に周辺でも困っておられる方が今現在いらっしゃいます。あそここの瓦が落ちてきそうなんだとかという、そういったことで悩んでおられる方もいらっしゃいますからね。できるだけ市民に分かりやすく、そういった現状を発見したら、市のほうにこういう形で連絡をするということを、これを徹底していただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

酒永議員。

○10番（酒永光志君） すみません。この空き家条例、大変重要なことだろうと思うんですが、ただちょっと残念なのが、その空き家等の解釈の中に敷地内の管理、それらが含まれていないところがちょっと残念なところなんです。空き家周辺の市民が困っていることは、敷地から、例えば敷地内の樹木が伸びてきて、例えば市道にかぶさってくる。で、敷地内からの雑草が繁茂して、今の市道・里道等が通りにくくなる。それによって、またスズメバチとかいろいろ害獣のすみかになっておるところで、そこらあたりの対策については、この空き家等の中に入ってないんで、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 資料11ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらの（2）問題点の下に、米印1で空き家等というところで記載をさせていただいております。その中で、空き家等の等の中には、そういった敷地内にある立木等も含

まれておりますので、それらも併せて所有者に管理していただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

沖元議員。

○12番（沖元大洋君） 今朝からこのように間違いをいっぱい提出してきておるわけですが、今部長は12ページの条例の概要の中で、空き家等は良好など、ここへ書いてあるんですが、あなたは優良など読んだわけ。この本会議なんかは今いろんなインターネットなんかで配信されておるわけでしょ。行政の部長ともあろう者がそのような単純なミスを平気で読み上げてどのように感じておるんか、ちょっと今、正された心境を、条例の概要の1のアよ。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 議員御指摘のとおり、アは、空き家等は、良好な住環境を形成する地域の有用な資源の一つということで記載させていただいております。すみません、そこで良好な住環境を形成するという部分を飛ばして読んだことで説明が分かりにくかったということであろうかと思えます。ここはお詫び申し上げます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、議案第75号 江田島市公平委員会の委員の服務

の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第75号 江田島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

押印を求める手続の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第75号について説明をいたします。

議案書16ページに条例案を、参考資料として17ページから19ページに新旧対照表を、20ページに改正の趣旨などについて添付しております。

参考資料により説明をいたします。20ページをお願いします。

1、改正の趣旨です。

このたびの改正は令和3年2月に策定しました江田島市行財政経営計画における実行項目の一つでありますデジタル化の推進を図るため、行政手続のオンライン化や業務フローのデジタル化につなげる端緒として、関係条例において押印を求める手続の見直しを行うものです。

2、改正する条例及び改正内容です。

改正する条例は、表にお示ししております江田島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例ほか4つの条例で、改正の内容は全て、条例のうち押印欄等を削除するものです。

議案書の16ページをお願いします。

この改正の内容を第1条から第5条に規定をし、附則として施行期日を令和4年1月1日からとしております。

そのほかにも、手続の見直しとしまして、本市にあります規則・要綱などに規定されているものにつきましても、同様の趣旨で見直しを行います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号

○議長(吉野伸康君) 日程第7、議案第76号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第76号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の計算方法等を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第76号について説明をいたします。

議案書22ページに条例案を、参考資料として23ページから25ページに新旧対照表を、26ページに改正の趣旨などについて添付をしております。

参考資料により説明をいたします。26ページをお願いします。

1、改正の趣旨です。

このたびの改正は、正規職員との均衡を図るため、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の計算方法などについて見直しを行うものです。

2、改正の内容です。

(1) このページ中央の表に示しておりますとおり、勤務1時間当たりの報酬の額の計算方法を正規職員と同様に改めます。表の左の欄に改正前の計算方法を、右の欄には改正後の計算方法をお示ししております。これまでの、基準月額を月の勤務時間数見込みで割って算出していた方法から、基準月額に12月を掛けた年額を実際に勤務する年間勤務時間数で割って算出する方法に改めます。

(2) この改正に伴い、日額の計算方法や引用条項などの所要の改正を行うものです。議案書の22ページをお願いします。

この改正内容をそれぞれ規定し、附則として、施行期日を令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号

○議長（吉野伸康君） 日程第8、議案第77号 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第77号 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壺行君） それでは、議案第77号について説明します。

議案書28ページが改正条文、29ページ、30ページが新旧対照表、31ページに参考資料として説明資料を添付しております。

31ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

1、改正の趣旨について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、江田島市の固定資産税の課税免除について、江田島市税条例の特例を認める規定を追加するなど所要の改正を行う必要があるため、江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容について。

（1）特例の追加、第1条関係。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって、江田島市が定めるものに記載された産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等をした者を追加する。

（2）課税免除等の対象者の追加、第2条関係。

第1条の改正に伴い、課税免除の対象者を追加する。

（3）課税免除の申告、第3条関係。

特例の追加に伴う規定を整理する。

3、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における課税免除の概要。

次の表に、課税免除の項目と内容を取りまとめております。

4、附則について。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは、参考資料のところでは伺います。31ページになります。

2の改正の主な内容というところの2行目、江田島市が定めるものに記載された産業振興促進区域、これはどこを指しているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壺行君） 産業振興区域は、江田島市過疎地域持続的発展計画の29ページに記載しておりますが、市内全域となります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。これ平たくちょっと説明をいただきたいと思

うんですが、例えば3のところでは課税免除の概要というのがあります。その中に製造業、旅館業、本市で関係あるとしたら農林水産物販売業とか、こういったのが500万の課税免除、500万のものを購入したときの固定資産税の課税免除になるというふうな理解でいいんですか。ちょっとそこを、もう少し具体的に、細かく例を挙げて説明していただくと分かりやすいと思います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） そうですね。資本金の金額にもよりますが、500万以上の設備とか構築物とか、こういったものは全て対象になるということです。以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、議案第78号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第78号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

産科医療補償制度の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第78号につきまして御説明をいたします。

議案書33ページに改正条文を、34ページに新旧対照表を、35ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、35ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

産科医療補償制度の見直しにより妊産婦の方が負担をしております掛金が引き下げられたことに伴いまして、国民健康保険の出産育児一時金等の支給総額のうち、当該制度の掛金加算分を引き下げるとともに、出産育児一時金分を引き上げるため、条例を改正するものでございます。

2、改正内容でございます。

(1) 出産育児一時金の現行の40万4,000円から40万8,000円に増額いたします。

(2) 産科医療補償制度の対象の場合に支給しております掛金加算を、現行の1万6,000円から1万2,000円に減額いたします。なお、支給総額の42万円には変更はございません。

表の下、補足といたしまして、米印のところでございます。

出産育児一時金等の支給総額につきましては、国、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会におきまして、42万円を維持すべきとされております。

また、妊産婦の方が負担をしております掛金が引き下げられるため、支給総額を維持した場合には、実質的に妊産婦の方の負担軽減につながるものでございます。

なお、この支給基準につきましては、広島県国民健康保険運営指針によりまして県内統一とするところでございます。

3、施行期日は令和4年1月1日でございます。

4、参考といたしまして、産科医療補償制度について記載をしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 79 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 10、議案第 79 号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 79 号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消防団員の定員、報酬等の見直しをするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、議案第 79 号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

37 ページから 38 ページに提案理由、39 ページから 40 ページに新旧対照表、41 ページから 42 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、41 ページをお開きください。

改正の趣旨でございます。

(1) 本市の消防団員の定員について、実員数と条例で定める定員数との間に、乖離が生じていることから、現在の江田島市の状況を踏まえた見直しを行うものでございます。

(2) 消防団員の減少という課題に対応するため、国において、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められるとともに、各地方公共団体で消防団員の処遇改善を図るために必要な措置を取りまとめた技術的助言が発出されました。これは、消防庁長官通知であります。これを受けて、本市においても報酬の額等の見直しを行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。

(1) 定員数の見直し、第2条関係。

現在、市消防団員の定員数は614人、基本団員521人・機能別団員93人となっており、これは平成20年度に行った条例改正時に分団再編及び配置の均衡を保つことなどから算出した定員数となっています。

令和3年10月1日現在の市消防団員の実員数は470人、基本団員425人・機能別団員45人となっており、江田島市の少子高齢化、人口減少及び職業形態の変化により、消防団員数が減り、定員数との間に144人の乖離が発生しています。

このような状況から各分団の状況を把握するため、分団長に対して今後の市消防団員の入団について聞き取りを実施したところ、各地区の若年層、転入者等を中心に呼びかけを行っているが、退団者数を大きく上回るほどの新入団員を確保することは望めないとの回答であった。

よって、現在の実員数470人を基準として、今後の予想される団員者数及び入団者数を用いて算出した500人、基本団員430人・機能別団員70人を定員数とするものでございます。

(2) 年額報酬の改定、第7条、別表第1関係でございます。

現在の市消防団員の年額報酬は、旧4町合併時の調整で行った額となっています。

このたび国の基準により、階級が団員の者は年額3万6,500円を標準とすることが定められたため、年額2万6,000円から3万6,500円に改定し、その他の階級の者についても同様の考え方、同様の考え方と申しますのは、地方交付税を算定する場合の階級別報酬額であります。これを次の表のとおり、報酬を改定するものでございます。

42ページをお願いいたします。

(3) 費用弁償から出動報酬への変更、第7条、第9条関係。

災害出動と消防団員が出動したときは、条例で定める額を費用弁償として支給している。このたび、出動に応じて報酬を支払うものとするのが国の基準で示されたことから、消防団員が出動の際の費用の支払いを、費用弁償から出動報酬に変更するものでございます。

(4) 出動報酬の支給単位及び支給額の変更、第7条、別表第2関係です。

災害出動について、国の基準により、次の表のとおり改正するものです。

現行、水火災等、1回につき3,000円、これが災害出動に区分され、1日につき8,000円と改定するものでございます。

また、消防訓練等の災害出動以外の出動、その他の出動でございます。これにつきましても、支給単位を1回から1日と変更し、支給額は現行の2,400円のままでございます。

3、施行期日でございます。

令和4年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号

○議長(吉野伸康君) 日程第11、議案第80号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第80号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

サンビーチおきみについて、株式会社大柿産業を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第80号につきまして御説明いたします。

本議案は、来年3月31日に指定管理者、指定期間が満了いたします1施設について、指定管理者を指定したいので、提案するものでございます。

議案書の44ページから46ページに、指定管理者の選定資料を参考資料として添付しております。

参考資料により説明します。44ページをお願いします。

1、公の施設の名称は、サンビーチおきみです。

2、公の施設の概要です。所在地は江田島市沖美町是長1433番地2で、平成8年6月に設置されました。

主な事業内容は、施設の利用に関する業務、施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務などです。

施設規模等は、施設内容が宿泊室、研修室、浴室などで、構造は鉄筋コンクリート造4階建て。延べ床面積は2,144.06平米です。

次に、3、指定団体候補者の概要です。

団体名は、株式会社大柿産業です。この会社は、昭和23年9月に設立されました地元の会社で、ホテルなどの経営、運営及び管理、土木建築工事の設計、施工及び管理などを主な事業目的としているものです。

このページの下段から45ページをお願いします。

4、指定管理者の業務の範囲です。

(1) 施設の利用に関する業務。

(2) 施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務。

(3) 事務処理等です。

5、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

このページの下段に、6、選定の理由。

ここから46ページにかけて、7、指定団体候補者の事業計画及び収支計画についての意見を記載しております。

8、指定管理料は、年間1,000万円です。

説明につきましては以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 1点お伺いします。45ページの6、選定の理由（2）ですけれども、地元の漁業協同組合等の事業者と連携を図っているとございます。もう少し具体的に説明していただけますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 地元の漁業組合との連携と申しますのは、サンビーチおきみを取り巻く海岸部分の指定管理につきましては、地元の漁業組合に指定管理をお願いしております。そこで一緒に清掃活動でありますとか、使用に関することについて協力関係を結んでいただいております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） やはり45ページの選定の理由のところでお伺いしたいと思います。

前回の全員協議会のときにも少し私のほうから申し上げたんですけれども、ここで見

ますと、利用実績が令和元年度から令和3年度、かなりよくなっているんですね。人数見ても1,300人ぐらい増えているということなんです。今度46ページにまいりますと、今度は収支状況を試算した結果1,000万円のマイナスとなったため、2個の指定管理料が1,000万円になっているというような表記がされてますね。その中で、今度は45ページに戻ってもらって、6、選定の理由のところの(1)、ここで、次期江田島市観光振興計画策定に併せて、今後3年間で本市の宿泊施設の位置づけを検討するため、その間、現指定管理者を選定するというふうに記載されております。ということは、今回この3年で、サンビーチおきみ、Uminosというふうに表現になってますけれども、ここの扱いについて結論を出されるということによろしいですか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今、議員おっしゃったように、令和7年度には新しく次期観光振興計画というものを策定しようと考えております。この間、江田島荘でありますとか、ご安航でありますとか、ほかにも宿泊施設ができてまいりました。そういう中で、サンビーチをどういうふうな形で運営していくか、あるいは、この前の全協でもお話ししたように譲渡も含めて考えていく上で、また3年間そういったことも含めて考えていこうという考えでおります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに。

沖元議員。

○12番（沖元大洋君） ここの事業目的の中に、レストラン及び温泉入浴施設の経営とあるんですが、ここ、本当に温泉が湧いておるわけ。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ごめんなさい。温泉が湧いているわけではないんですけれども、温泉入浴施設というふうに名称をつけております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○12番（沖元大洋君） そりゃ温泉も湧かんのに温泉施設はないじゃろう。これは偽造じゃないんか。改める気持ちはないんですか。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、沖元議員の御質問ですけど、ページ44の、今の温泉入浴施設というのは、これは大柿産業さんの会社の事業の中身なんです。ですから会社がどういった事業をやっているかということでございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○12番（沖元大洋君） 大柿産業がどうあれこうあれ、今の江田島荘に関しても、市民のいわゆる感じ方、非常に評判がよくない、我々にもそのように伝わってくるんですよ。昔から、先人が一生懸命温めてつくってくれた事業を、銭をつけて貸したり、銭をつけて売ったりいうふうな施策はいかがなもんかい、言わば市民からの声が上がっております。したところで、このように温泉も出ないのに温泉施設やという名称をつけ

たら困るというふうな行政からの意見は、大柿産業に伝えるべきじゃないか思うんよ。
部長はどのように考えますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ただいま議員さんから御指摘のことにつきましては、真摯に受け止めまして、指定管理者と協議して改善してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第81号

○議長（吉野伸康君） 日程第12、議案第81号 旧能美海上ロッジ解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第81号 旧能美海上ロッジ解体工事請負契約の締結についてでございます。

旧能美海上ロッジ解体工事請負契約を1億9,384万4,200円で山根建設有限会社と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第81号につきまして説明をいたします。
議案書47ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、旧能美海上ロッジ解体工事請負契約です。

2、契約の方法は、指名競争入札によるものです。

3、契約金額は、1億9,384万4,200円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,762万2,200円です。

4、契約の相手方は、江田島市大柿町柿浦乙2346番地7、山根建設有限会社で、

5、工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和5年3月30日までです。

次に、49ページをお願いいたします。

入札状況調べです。

3、入札日時及び4、入札場所についてです。

入札は令和3年11月24日水曜日、午前10時30分から江田島市役所において執行をしました。本市が指名した入札参加指名業者は18社で、そのうち、入札辞退届を提出した9社を除く9社で入札を執行しました。入札状況については、表に示すとおりです。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は税抜き2億1,490万5,000円で、落札額は1億7,622万2,000円。落札率82.0%です。

工事概要などにつきましては、48ページに工事概要書を添付しております。

説明につきましては、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 2 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 3、議案第 8 2 号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 8 2 号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結についてでございます。

中町／宇品航路船舶建造工事請負契約を 4 億 4, 9 9 9 万 9, 0 0 0 円で瀬戸内クラフト株式会社と締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） それでは、議案第 8 2 号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書では 5 0 ページから 5 4 ページになります。5 0 ページの議案をお願いいたします。

1 の契約の目的は、中町／宇品航路船舶建造工事請負契約。

2、契約の方法は、公募型プロポーザル審査方式による優先交渉権者との随意契約になります。

3、契約金額は、4 億 4, 9 9 9 万 9, 0 0 0 円。

4、契約の相手方は、広島県尾道市の瀬戸内クラフト株式会社、代表取締役 川口洋。

5、工期は、議決のあった日から令和 5 年 3 月 3 1 日となっております。

5 1 ページをお願いします。

3 の建造理由です。中町／宇品航路を運行する本市所有船舶は、進水から 3 0 年近くを経過し、今後部品の供給が終了することから、新たに船舶 1 隻を建造するものです。

5 2 ページ、5 3 ページには新造船の一般配置図を、5 4 ページにプロポーザル審査状況調書を添付しております。

なお、このたびの公募型プロポーザルでは、2 社から応募がございました。審査に当たり、外部委員 5 名、内部委員 3 名で構成する受託者特定審査委員会を設置し、事業者からのプレゼンテーションを受けた上で、基本理念、実施体制、工期日程、建造予定価格、基本設計、技術力、デザインで採点いただきました。

その結果、アピールポイントや客室の快適性などを総合的な視点で優先交渉権者を選

定していただいております。この審査結果の報告を受け、契約の相手方を決定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） 前回、全協のときに、私少し質問させていただいたんですが、非常に厳しい運営状況の中で新造船を造る、まあ致し方ない部分があります。そうした中でも、少しは燃費がよくなって健全経営に資するような内容になっていけばいいなというようなことで、前回どれぐらい、どうですかね、今あるものと今回新しくできるものを比較したときに、どれぐらい燃費よくなりますかねという質問をさせていただきました。それ以降、回答をいただいております。できましたら、ここで伺いたいと思うんですがお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 大変申し訳ございません。燃費について、まだ会社のほうに照会が済んでおりませんので、この場で燃費の計算はできておりません。申し訳ございません。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） できましたら、やっぱり少しでも赤字が改善されるようにというふうに、先般もございましたけども運賃も高いと、だから運賃が高いんだったら少しでもそういった運賃の低減につながるようなことでお願いしたいというふうに思うんですが、まあ多分燃費がよくなっていると思うんですが、悪くなっているはずはないんですが、その部分について、できるだけ皆様のほうにもお知らせをしていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） すみません。少しちょっと細かいことなんですけれども、車椅子の方が2名入られるようになって、今の船よりバリアフリー化も進んで、通路も広がって非常にいいと思うんですけれども、タラップを下りて船の中に入る部分、これまだ分からない部分もいろいろあると思うんですけれども、入る部分がどういう形状になっているのか、段差なのか、それともスロープ型なのか。それと、スロープがあっても、ちょっと急だと電動車椅子の人が仮に1人で入ったときに、非常にちょっと怖かったりするところもあったりして、ちょっとその辺のこと、まだ決まっていなかったりするんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） このたびの新造船につきましては、バリアフリー法の適用を受けるために、自動タラップで段差のない形での乗り降りができるような設計の提案を受けております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。
美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 昨日、平本さんがお話しされとったところもかぶるんですけども、どう言えばいいですかね、値段のところですよ、それも含めてプロポーザルの際にどこがメリットがあるかというのを、市のほうからはどういったところを基準に持っていったのかというのはプロポーザル側には伝わっていたのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 公募する際に、募集要項の中で審査の基準、見るべき点については事前に公表して、それに基づいて事業者のほうは企画提案をいただき、プレゼンテーションを得たということになっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。できるだけプロポーザルに参加していただいた企業さんにも遺恨の残らないような形でなるといいなと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。
沖議員。

○11番（沖 也寸志君） 1点質問させてください。本市所有船舶は、進水から30年近くいうことになっておりますが、この船はこの先一体どうなるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まだ明確ではないんですけど、基本的にこの船ができたら今現在の船は不要になります。売却の方向で当然考えるし、それがそのタイミングで売れる相手業者を決めていく、そういうブローカーを通じて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 船舶のイメージ図のほうで、生活航路にしてはすごく豪勢な感じに見えるんですけども、市側としては、これは生活航路として重きを置いているのか、観光として重きを置いているのかどちらかをお答えいただきたいです。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 基本的には、生活航路であるというふうな考えには変わりはないんですが、今人口減少やコロナ禍もあって利用客が減っております。こうした中、新たな利用者を取り込むためには、やっぱり観光の面も外せないというふうには考えております。そうしたことから、利便性とか、中町／宇品航路以外でこの船を使うような場面でも対応できるように、一定の、やっぱりお客様が乗っていただいて快適なものであるということは当然に考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） せっかく造るんでしたら、これからの観光にも十分に活用していただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 52ページ、53ページを見ますと、とりわけ53ページの2階部分の客席についてなんですけれども、私高校時代にずっとニュー千鳥なり、ロイヤル千鳥で、朝6時半の便で朝練するために行っておりました。この2階部分の配席というのは、今は、言うなれば教室形式で前に向いているんですけれども、このデッキ部分と申しますか、これは恐らく瀬戸内海の美しい島々を見ていただくような考えもあって、言うなれば海のほうをそれぞれ左右と向いとるような配置になっておるのではないかと思います。

ただ、52ページを見ますと、風通しがよいような設計になっておるのかなと、つまり、自分が仮に高校生であったとして、このとき通学で使うことを考えた場合に、雨がきついときとかどうなるかなというようなことを懸念いたしますけれども、どのような、この2階のデッキ部分の、とりわけ両サイドがどうなっているのかということについて御説明いただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず初めに、基本設計については契約が終わった後、着手するというところで、今の段階で私が聞いたのは、2階席についても大きな屋根を設けて雨の入り込みが少ない形を取るというようなことは伺っております。しかしながら、今、議員さんおっしゃられたような意見も踏まえて、設計の調整は今からになりますので、そういう意見がありますよということは伝えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時57分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に先立ち、先ほど休憩中に市長から議案第95号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第8号)が提出されましたので、この際、議案第95号を日程に追加し、追加日程1として、日程第24、議案第94号の次に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第95号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定いたしました。

日程第14 議案第84号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第84号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第84号 字の区域の変更についてでございます。

旧ユウホウ紡績跡地について、字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 江郷市民生活部長。

○市民生活部長(江郷吉行君) それでは、議案第84号について説明いたします。

58ページが議案書、参考資料として59ページに説明資料、60ページに字の区域の変更位置図、61ページに字界変更図、62ページに地方自治法の抜粋を添付しております。

59ページの参考資料により、説明いたします。

1、要旨について。

令和3年5月31日に寄附を受納した旧ユウホウ紡績工場跡地について、同一の敷地内に異なる字が存在するため、字の区域を変更するものです。

2、変更の理由について。

通常、一区画で利用する敷地内に異なる字がある場合は、地籍調査時に字の区域の変更を行い、境界を道路や水路など、地形上はっきりしたものに变更します。

今回変更する土地については、昭和41年に実施した地籍調査時には工場等の構築物があり、敷地内部の筆界を公図を基に復元したことにより、同一の敷地内に異なる字が存在しております。当該一区画の土地を同一の字とするため、字の区域の変更を行うものです。

3、変更の内容について。

現行の大柿町大君字久保田の以下の地番を、変更案の大柿町大君字塩形に変更します。

4、今後の手続について。

(1) 字の区域の変更告示。

(2) 法務局へ字の区域の変更通知は本議案議決後に行います。

位置図及び字界変更図は、60、61ページのとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号～日程第16 議案第86号

○議長（吉野伸康君） 日程第15、議案第85号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について及び、日程第16、議案第86号 住居表示を実施すべき市街地

の区域及び当該区域内の住居表示の実施についての2案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第85号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について及び、議案第86号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施についてでございます。

公有水面埋立竣功認可により新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、当該土地のうち、市街化が見込まれる区域について、街区方式により、住居表示を実施する必要がありますので、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） それでは、議案第85号及び議案第86号につきまして御説明いたします。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第85号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。

本案は、江田島市江田島町小用ウシイシ地区第2工区の公有水面埋立工事の竣功が認可されたことから、新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

小用ウシイシ地区は、国道487号の道路改良事業用地及び水産加工場駐車場用地の造成を県と市が一体となって実施している地区でございますが、このたびの公有水面埋立竣功認可により新たな土地が生じました。

この新たに生じた土地は、表の左の欄に記載しております、整理番号1の江田島市江田島町小用三丁目8578番27に接する道及び8515番47の地先公有水面で、面積が1,637.10平方メートルでございます。整理番号2の江田島市江田島町小用二丁目8136番30の地先公有水面で、面積が84.63平方メートル。整理番号3の江田島市江田島町小用三丁目8515番47及び8,515番48の地先公有水面で、面積が1,386.95平方メートルの土地でございます。これらの土地を、表の右の欄にございます江田島市江田島町小用2丁目及び江田島市江田島町小用三丁目に編入するものでございます。

64ページの参考資料を御覧ください。

こちらは、新たに生じた土地の概要を載せております。整理番号1の土地は緑色で、整理番号2の土地は青色で、整理番号3の土地は赤色で示した範囲でございます。これらの土地の確認及び字の区域の変更を行うものでございます。

議案第85号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第86号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住

居表示の実施についてでございます。

議案書 66 ページをお願いいたします。

本案は、江田島市江田島町小用ウシイシ地区第 2 工区の公有水面埋立工事の竣功の認可により新たに生じた土地が市街化の見込まれる区域であることから、街区方式による住居表示を実施することについて、住居表示に関する法律の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

実施する区域は、1 の実施区域でお示しする (1) の江田島市江田島町小用三丁目 8578 番 27 に接する道及び 8515 番 47 の地先公有水面。(2) の江田島市江田島町小用二丁目 8136 番の 30 の地先公有水面、(3) の江田島市江田島町小用三丁目 8515 番 47 及び 8515 番 48 の地先公有水面でございます。

これらの土地は、議案第 85 号で説明いたしました整理番号 1 から 3 までの土地と同じでございます。住居表示の方法は、街区方式といたします。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本 2 案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、議案第 85 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 17 議案第 87 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 17、議案第 87 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 87 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,917 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149 億 8,348 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 5 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第 87 号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の 26、27 ページをお願いいたします。

初めに、歳入からです。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増額及び保険基盤安定負担金の減額補正です。

2 目衛生費国庫負担金は、養育医療費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額補正です。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正です。

2 目民生費国庫補助金は、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金の増額補正です。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正です。

5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の増額補正です。

このページ下段から、28、29ページをお願いします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、保険基盤負担金の減額及び障害者自立支援給付費負担金の増額補正です。

2目衛生費県負担金は、養育医療費負担金の増額補正です。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入は、大黒神島採石事業に伴います石売払収入の増額補正です。

18款1項寄附金、2目指定寄附金は、緑化寄附金及び保健衛生費寄附金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う減額補正です。

30、31ページをお願いします。

20款1項1目繰越金は、令和2年度決算の確定に伴います前年度繰越金の増額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、社会保険料、公共施設管理負担金、養育医療費自己負担金、その他雑入の増額補正です。

5目過年度収入は、前年度事業の確定に伴います福祉医療費補助金の追加交付などにより増額補正です。

22款1項市債、1目総務債は、一般単独事業債、合併特例債、公共施設再編整備事業の増額補正です。

4目農林水産業債は、農業農村整備事業に対する市債の組替えに伴います公共事業債の減額及び過疎対策事業債の増額補正です。

8目教育債は、一般単独事業債、合併特例債、公共施設再編整備事業の増額補正です。

10目災害復旧事業債は、緊急自然災害防止対策事業債の増額補正です。

続きまして、歳出です。

今回の歳出補正予算の主なものは、公共施設再編整備事業に伴う設計業務、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関連経費のほか、前年度事業の精算に伴います返還金などの補正を計上しております。

32、33ページをお願いします。

1款1項1目議会費は、議員の辞職などに伴う議員報酬の減額補正です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、財産管理事業費で大黒神島の採石事業における採石料の精算に伴う返還金の増額補正。公共施設再編整備事業費で仮称柿浦交流プラザの設計に伴う委託料の増額補正を計上しております。

12目安全対策費は、土地所有者からの要望に伴う防火水槽撤去及び防災倉庫移転費用の増額補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金の減額補正です。

34、35ページをお願いします。

2目障害者福祉費は、利用者の実績見込みに伴う障害者自立支援事業扶助費の増額補正です。

3目老人福祉費は、利用者の実績見込みに伴う生活援助サポート事業補助金、老人保護措置費委託料及び前年度事業の精算に伴う介護予防事業の補助金の返還金の増額補正です。

このページ下段から、36、37ページをお願いします。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、法改正に伴う児童手当システム改修業務委託料及び子育て世帯生活支援特別給付事業、臨時特別給付金事業などの前年度の補助金精算に伴う補助金の返還、増額補正です。

3目保育施設費は、空調設備の保守点検委託料及び前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。

4目児童福祉施設費は、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。

このページ下段から、38、39ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う費用及び医療機関のPCR検査体制整備に対します補助金の増額補正です。

3目母子保健費は、利用者の実績見込みに伴う妊婦健康診査交通費等助成金、未熟児養育医療事業扶助費及び前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。

4目健康増進費は、保健衛生費寄附金に伴う健康増進事業備品購入費の増額補正です。

5目保健センター費は、ワクチン保管などに伴い電気使用量が増加したことによる、保健センター光熱水費の増額補正です。

このページ下段から、40、41ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は財源更正です。

3項水産業費、2目水産業振興費は、製氷施設の修繕に伴う工事請負費の増額補正です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、市道維持管理業務委託料の増額補正です。

2目道路新設改良費は、市道大原柿浦線用地測量に伴う委託料の増額補正です。

3項河川費、1目河川維持改良費は、鹿川地区浸水対策に伴う工事請負費の増額補正です。

42、43ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、公共施設再編整備に伴う旧柿浦小学校解体設計委託料の増額補正です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、放課後児童健全育成事業の前年度精算に伴う補助金返還金の増額補正です。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、前年度決算に伴う余剰金の積立金及び7目黒神島環境保全基金費は、緑化寄附金に伴う積立金の増額補正です。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 継続費補正です。

追加として、公共施設再編整備事業費、（仮称）柿浦交流プラザ新築工事設計等業務1件をお願いしております。

5ページをお願いします。

第3表 繰越明許費です。

小学校施設維持管理事業の旧柿浦小学校解体設計業務委託の1件です。来年度早期に解体設計を終えるため、繰越明許費を設定させていただくものです。

6ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正です。

追加として、旧ユウホウ紡績工場跡地合筆登記業務委託ほか13件を、変更として、団体内統合宛名システム利用料の1件をお願いしております。

7ページをお願いします。

第5表 地方債補正です。

追加として、過疎対策事業債、農業農村整備事業の1件。

廃止として、公共事業等債（農業農村整備事業）の1件を。

8ページをお願いします。

変更として、一般単独事業債、合併特例事業の公共施設再編整備事業ほか1件をお願いしております。

なお、事項別明細書の44、45ページに給与費明細書、46、47ページに継続費に関する調書を、48ページに債務負担に関する調書を、49ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 88 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 18、議案第 88 号 令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 88 号 令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 409 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 8,209 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 88 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書 54 ページ、55 ページをお願いをいたします。

このたびの補正予算の主なもの、前年度、令和 2 年度事業の精算に伴う県交付金の返還金によるものでございます。

初めに、歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、財源更正による特別交付金の減額補正でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、今年度の交付金決定に伴います保険基盤安定繰入金の減額補正でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

56 ページ、57 ページをお願いをいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費及び 3 款 1 項 1 目国民健康保険事業費納付金は、財源更正でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金は、令和 2 年度事業の精算に伴います特定健康診査保健指導負担金等返還金の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 89 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 19、議案第 89 号 令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 89 号 令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,701 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 1,447 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第89号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の62ページ、63ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、前年度、令和2年度事業の精算に伴う国への返還金などによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金及び5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金は、過年度分の増額補正でございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正を行っております。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和2年度事業の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 90 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 20、議案第 90 号 令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 90 号 令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,470 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） それでは、議案第 90 号 令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計の補正予算（第 1 号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書 70、71 ページをお開きください。

このたびの補正は、港湾管理事業において緊急的な修繕に対応するために予算を増額するものでございます。

歳入につきましては、3 款 1 項 1 目繰越金、補正額 80 万円、こちらは、前年度繰越金でございます。

次に、事業別明細書 72、73 ページをお開きください。

歳出につきましては、1 款 1 項 1 目港湾管理費、補正額 80 万円でございます。こちらは、小用港や中田港など県管理港湾において、栈橋及び街灯などの施設を緊急的に修繕するものでございます。

以上で、令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計の補正予算（第 1 号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第91号

○議長(吉野伸康君) 日程第21、議案第91号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第91号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

債務負担行為。

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) それでは、議案第91号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

事項別明細書の75ページを御覧ください。

先ほど、議案第80号で御承認をいただきました、公の施設の指定管理者の指定に関する債務負担行為に係る補正でございます。

事項は、サンビーチおきみの指定管理委託です。

期間は、令和4年度から令和6年度の3年間です。

金額は、3,000万円です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時まで休憩いたします。

（休憩 13時46分）

（再開 14時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第92号

○議長（吉野伸康君） 日程第22、議案第92号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第92号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第92号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

このたびの補正は、現行予算に債務負担行為の追加をするものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和3年度江田島市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度江田島市水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加え、第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものです。

これは、浄水場運転維持管理と水道水質管理の業務委託が、今年度末で委託期間が終了することに伴い、年度末までに翌年度の契約を締結することを目的としたもので、それぞれの期間、限度額については記載のとおりです。

また、債務負担行為に関する調書については、3ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第93号

○議長（吉野伸康君） 日程第23、議案第93号 令和3年度江田島市下水道事業

会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第93号 令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第93号 令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

このたびの補正は、現行予算に債務負担行為の追加をするものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和3年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度江田島市下水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加え、第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものです。

これは、中央浄化センター等の維持管理業務や中田浄化センター外施設の汚泥脱水業務、薬品購入費などについて、年間を通して切れ目なく契約を行うため、年度末に翌年度の契約を締結することを目的としたもので、それぞれの期間、限度額については記載のとおりです。

また、債務負担行為に関する調書については、3ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 9 4 号～追加日程 1 議案第 9 5 号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第 2 4、議案第 9 4 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）及び追加日程 1、令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）の 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第 9 4 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）及び議案第 9 5 号 令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）について説明いたします。

初めに、議員の皆様方も御承知のとおり、昨日の国会の予算審議におきまして、岸田内閣総理大臣は 1 8 歳以下の 1 0 万円給付につきまして、年内現金一括も可能とすることを明らかにされました。江田島市としましても、この決断に呼応して年内 1 0 万円支給に取り組みたいと思っております。どうぞよろしく願いたします。

まず、議案第 9 4 号についてでございます。

令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 7 9 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 1 億 1, 1 4 2 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 9 5 号についてでございます。

令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 2 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 2 億 3, 3 9 2 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長及び保健福祉部長から説明をいたします。よろしく願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第 9 4 号及び議案第 9 5 号について、私のほうからは、補正予算書に基づき、その補正予算の構成につきまして説明をさせてい

たきます。私に続いて、福祉保健部長のほうからは、この臨時特別給付金の概要についての説明をさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、議案第94号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

まず、94号でございます。事項別明細書の8、9ページをお願いします。

歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費及び事務補助金の増額補正です。

続きまして、歳出です。

この94号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている子育て世帯に対する臨時特別給付金、先行給付分の支給をするための関連経費を補正計上しております。

10ページ、11ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、子育て世帯への臨時特別給付金及び事務費の増額補正です。

なお、12ページ以降には、給与費明細書をお示ししております。

続きまして、議案第95号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

こちらは、さきの先行給付分に続きまして、一括10万円で給付するための予算を計上させていただいております。

事項別明細書の8、9ページをお願いいたします。

歳入です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、子育て世帯への臨時特別給付金に伴います繰入金の増額補正でございます。これは、今回の事業の制度設計の初期の頃には、先行の5万円部分については制度設計がはっきり説明をされておりましたが、後の5万円については昨日の表明でありましたので、事務内容などについてのQ&Aがまだ本市に届いておりませんので、まずは、歳入については財政調整基金繰入金で対応させていただきたいと考えております。

続きまして、歳出でございます。

歳出は、10万円一括給付するための、さきの5万円に加える5万円部分を計上しております。

10ページ、11ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、子育て世帯への臨時特別給付金の増額補正です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、続いて説明をさせていただきます。

今回の補正の予算の具体的な事業の内容につきましては、別の資料、本日お配りをさせていただきましたA4、1枚ものの議案第94号、95号参考資料をお願いをいたし

ます。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

初めに、資料の中に書いておりませんが、経過等を説明をさせていただきます。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金は、11月19日に、国におきましてコロナ克服・新時代開拓のための経済政策の中で、ゼロ歳から高校生までの児童を養育する保護者等に児童1人当たり10万円を給付することを閣議決定をいたしました。その後、この給付金に関する国の予算につきましては、11月29日に予備費に関する閣議決定や、12月6日開会の臨時国会へ補正予算を上程し、現在審議を行っているところでございます。

この給付金は、当初では5万円の現金を年内に先行給付を開始し、残り5万円をクーポン券での給付との方針でございました。本市におきましても、国の方針に従い、年内に5万円の給付をするために議案第94号 一般会計補正予算（第7号）を追加補正予算として今市議会定例会上程させていただくことといたしました。

しかしながら、一昨日12月13日には、岸田総理大臣が国会で10万円の現金年内一括給付も選択肢とするとの発言や、昨日の国会審議や大臣発言を受けまして、本市といたしましても、10万円を現金で年内に一括して給付することが子育て世帯へのニーズであり、その支援につながると判断したものでございます。そのため、残り5万円分の予算であります議案第95号 一般会計補正予算（第8号）をさらに追加の補正予算といたしまして、本日急遽上程をさせていただきました。

それでは、資料に戻ります。

1、趣旨でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の方針に基づきましてゼロ歳から高校3年生までの児童を養育している方のうち、所得が児童手当法施行令第1条に規定する額未満の方に、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するものでございます。

2、内容でございます。

対象者は、①の令和3年9月分の児童手当受給者で、1,575人。

②の令和3年9月30日の基準日におきまして、15歳に到達する日以降の最初の3月31日を経過した児童で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる高校生等を養育するもので、約400人。

③の職場から児童手当を受給している公務員で、約430人。

④の令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の父または母で、約45人でございます。

給付額は、児童1人当たり一律10万円。

費用財源につきましては、給付費、事務費とも全額国庫負担での予定でございます。

予算額は、合計で2億5,043万9,000円で、このうち補正予算（第7号）で1億2,793万9,000円。補正（第8号）で1億2,250万円でございます。その内訳といたしまして、給付金であります事業費は2億4,500万円。事務費は543万9,000円でございます。

広報といたしまして、この両補正予算を可決していただければ市のホームページに掲載するとともに、対象者の方には通知を送付をする予定でございます。

スケジュールでございます。

対象者の①の児童手当受給者の方、④の新生児の父または母の方につきましては、通知書を明後日12月17日に送付するとともに、申請不要といたしまして12月27日に給付金を自動的に振込をさせていただく予定でございます。

しかしながら、②の高校生等を養育する方や、③の公務員の方につきましては、所得判定や振込のための口座番号の把握のため、申請が必要となっておりまいます。そのため、同じく12月17日に通知書と申請書を送付する予定でございます。その給付金の振込につきましては、本人からの申請をしていただき、所得要件などの審査をした後、速やかに支給予定でございます。早ければ1月上中旬を見込んでおります。

なお、今後新生児の届出があった場合には、申請なしで支給をしてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本2議案に対する一括質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより本2議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、議案第94号 令和3年度江田島市一般会計補正予算（第7号）についてお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程1、議案第95号 令和3年度江田島市一般会計補正予算（第8号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 発議第 6 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 2 5、発議第 6 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）について、議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

平川博之議員。

○9 番（平川博之君） 発議第 6 号。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

意見書の提出先は、広島県知事です。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これで、令和 3 年第 5 回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

(閉会 1 4 時 2 4 分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員